

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着き、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・ボイスレコーダー等の使用はご遠慮ください。
- 5 審議中は着席し、静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 傍聴中は食事、飲酒及び喫煙はご遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退席はやむを得ない場合を除き慎んでください。
- 9 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で使用しないでください。
- 10 銃刀類その他の危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 11 その他、会長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、退場させ、今後の傍聴を断ることがあります。